

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について（案）

1 設置の根拠

北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、各分野の専門家等で構成されている男女平等参画審議会に「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を改定するための専門部会を設置するものである。

参考【北海道男女平等参画推進条例】

第30条（専門部会） 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 専門部会設置の理由

策定に当たっては、配偶者暴力防止についての専門的な知識を要することから、法曹、支援者、教育者などの専門家等による検討が必要であることに加え、当計画期間が平成25年度までとなっており、平成26年度からの計画について、平成26年1月に策定予定の国の基本方針を踏まえ平成26年度の早い段階で計画案を策定しなければならないことから、迅速な審議が求められるため。

3 専門部会の構成

専門部会は、審議会委員のなかから、配偶者暴力被害者の保護等に関連する法曹、支援者、学識者、教育者、行政の各分野の委員（5名）により構成するものとする。

4 部会開催スケジュール

部 会	時 期	内 容
	10/7	・第2回審議会において専門部会の設置を協議 ・専門部会委員及び部会長の指名
第1回	12月上旬	・計画骨子審議 ・意見取りまとめ等
第2回	1月下旬	・計画素案審議
	2月	・第3回審議会において審議・答申
	4月～5月	・パブリックコメント ・関係機関意見交換
	6月	・計画案決定
	7月	・推進本部において審議 ・審議会へ報告
	7月	・計画決定